

令和6年度 県立葉山公園海岸営業組合 海水浴場組合ルール

令和6年6月12日

1、 営業時間

閉店時間	22 時 00 分
音楽イベント	20 時 00 分まで
BGM	22 時 00 分まで
ラストオーダー	21 時 30 分

2、 イベント 騒音対策

イベントは、基本的に行わない。

3、 苦情対応

- ① 海の家営業全般に関する苦情窓口は組合長に置くこととする。
連絡先 090-8890-0950 組合長 沼田 (TST Hayama)
- ② 苦情を受けたときは、当事者と協議を行い再発防止に努めること。
- ③ 海水浴場利用者や地域の住民等から受けた要望・苦情について、記録簿を作成し、関係行政機関からの要請があれば、これを提出すること。

4、 水上バイクについて

水上バイクを使った営業をする場合、水上バイク利用者に対し、次の点を徹底させる。

- ① 飲酒運転禁止。
- ② ライフジャケットの着用。
- ③ 徐行エリア内は、「アイドリング航行」、「スロットルをきる」
- ④ 係留禁止エリアの厳守。

5、 ルール違反者への対応

- ① 組合は、組合員の違反行為があった場合、違反行為について調査して違反者へ警告し、改善すること。
- ② 改善されない場合は、海水浴場開設期間であっても営業停止にする。
- ③ この規則に定めない事項については、組合長の指示に従うこと。